(８)　新庁舎の建設

新庁舎建設に向けて「５つの基本理念」を軸として、さまざまな検討を行っています。

＜新庁舎の５つの基本理念＞

|  |  |
| --- | --- |
| 基本理念１ | “災害対応の拠点”として70万区民を守る、たくましい庁舎 |
| 基本理念２ | “協働・交流の拠点”として開かれ、シビックプライドを高めていくような庁舎 |
| **基本理念３** | **“区民サービスの拠点”として、誰にでも優しい庁舎** |
| 基本理念４ | “日本一のエコタウン”実現に向け、環境の最先端を歩む庁舎 |
| 基本理念５ | “健全財政”を貫きつつ、将来変化にも柔軟に対応できる庁舎 |

このうち、“基本理念３”では障害のある方や熟年者、外国人など訪れる全ての人が快適に利用できるように「“区民サービスの拠点”として、誰にでも優しい庁舎」を掲げています。なお、令和２年度（2020年度）末に策定した「新庁舎建設基本構想・基本計画」には、基本理念を実現するための機能例（下記）を示しています。

今後の具体的な設計にあたっては、福祉関連団体や利用者の声を聞きながら、誰にでも優しい庁舎の実現を目指します。

＜『基本理念３』を実現するための機能例＞

・移動しやすい幅の通路　・プライバシーを確保した窓口ブース

・視認性の高い案内表示　・音声誘導装置　・多機能トイレ　等

駐車場

（来庁者用）

短い距離で

アクセス

窓口エリア

執務エリア

＜区民窓口フロアのイメージ＞

目的の窓口に横移動でアクセス

できるよう同フロアに設けた駐車場

(９)　新たな障害児支援施設

①　児童相談所の設置

平成28年（2016年）５月、児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、特別区における児童相談所の設置が可能となったことを背景に、令和２年（2020年）４月に、江戸川区児童相談所（※愛称：はあとポート）を開設しました。

江戸川区児童相談所（はあとポート）では、18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じています。

・障害相談（障害児施設入所に関することを含む）

・愛の手帳取得の申請及び判定

・児童虐待相談（児童虐待対応ダイヤル「１８９」の通告窓口を含む）

・養育困難相談（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等）

・非行相談

・不登校相談、性格行動相談、しつけ相談など

・里親に関する相談、研修、登録

子どもの最善の利益を優先した相談援助活動を行い、全ての子どもたちの健やかな育ちを支援していきます。

※愛称「はあとポート」は、子どもと保護者が気軽に立ち寄れる「心の港に」　という想いが込められています。（区民公募にて命名）

【今後の取り組み】

・子どもの発育年齢や課題に応じた、日常の子育ての困りごとを解消できる身近で細やかな相談窓口（ペアレントトレーニングや個別相談会の開催等）

・障害や育てにくさを持つ児童の家庭への虐待の未然防止

・児童相談所へ来所することが難しい方にも応じたＬＩＮＥによる相談

②　発達相談・支援センターの設置

児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、令和２年（2020年）４月に開設しました。相談事業と療育事業を一体的に行うとともに、乳幼児期から大人まで切れ目のない支援を目指して、発達障害相談事業と児童発達支援事業の機能を兼ね備えた支援事業を行います。

相談事業として、すべての年齢を対象に知的の遅れのない発達障害またはその疑いのある方とその家族及び支援者を対象として、発達障害に関する相談を受け付けています。

また、心身の発達に心配や遅れのある未就学児を対象に、個別療育や集団療育などの児童発達支援・障害児相談支援・保育所等訪問支援を実施しています。

【今後の取り組み】

発達相談・支援センターの役割でもある地域の中核施設として、発達障害に係る関係機関との連携を図り、支援力の向上のために児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所向けの研修会を開催していくとともに、早期療育モデル（ぺあすく）プロジェクトの普及に努めます。また、発達障害体験ワークショップなどの実施により、発達障害への理解の促進を図ります。

(10)　先導的共生社会ホストタウン

東京2020大会をきっかけに、共生社会実現のための「ユニバーサルデザインのまちづくり」と「心のバリアフリー」に関して、特徴的な取り組みを実施する自治体（ホストタウン）を国が登録する制度で、区では以下の取り組みが評価され、令和元年（2019年）10月に登録されました。

①　ユニバーサルデザインのまちづくり

・障害者団体等と協働し、ユニバーサルデザインの考えを多く取り入れた見やすく使いやすいバリアフリーマップを作製。二次元コード（音声読み上げ用のコード）を採用し、随時改訂を行っています。

・区内の公共施設において、障害のある方、熟年者、外国人旅行者など、誰もが快適に利用できるよう、トイレの洋式化の整備を推進しています。

・ゼロ段差擦り付けブロックの設置

【今後の取り組み】

今後も、誰もが公共施設等を快適に利用できるよう、ソフト面とハード面でのバリアフリー整備に積極的に取り組んでまいります。

②　心のバリアフリー

・「手話言語条例」の制定(都内自治体で初めて)

・Game Changerプロジェクト（オランダとのパラスポーツを通じた連携事業）

・障害者スポーツ専管組織の設置(都内自治体で唯一)

２　共生社会の実現に向けた区のビジョン

区では、共生社会の実現に向けて、共生社会推進条例のもと、2100年までの区政の方向性を表す「（仮称）共生社会ビジョン」、令和12年（2030年）までに取り組む施策をまとめた「（仮称）共生社会＝ＳＤＧｓ（エス・ディー・ジーズ）ビジョン」を策定し、さまざまな施策を展開していきます。

(１)　共生社会の実現に向けた今後の取り組み（ビジョン図）

ＳＤＧｓが目指す社会

「誰一人取り残さない社会」

江戸川区が目指すまち

「誰もが安心して

自分らしく暮らせるまち」

展 開

次期　江戸川区障害者計画

（令和４年度(2022年度)策定予定）

「第６期江戸川区障害福祉計画」

「第２期江戸川区障害児福祉計画」

（令和２年度(2020年度)策定）

（仮称）共生社会ビジョン（～2100年）

（令和３年度（2021年）策定予定）

【区民協働で施策の方向性を示す】

（仮称）共生社会＝ＳＤＧｓビジョン

（～令和12年（2030年））

（令和３年度（2021年度）策定予定）

【ＳＤＧｓの視点での施策を分類】

展 開

個別計画の

策定・施策

【えどがわ未来カンファレンス】

区の共生社会の実現に資する政策、計画等について意見交換及び助言を行う場として「えどがわ未来カンファレンス」を設置しました（令和４年度（2022年度）末までの時限的な取り組み）。江戸川区長を座長とし、複数の委員の皆様と共生社会実現に向けた議論を行っていきます。

(２)　今後の取り組み

〇(仮称)共生社会ビジョンの策定

・概　　要：従来の長期計画に代わるものとして、共生社会を具現化するための長期的なビジョンを策定する。

・策定時期：令和３年度（2021年度）末(予定)

〇(仮称)共生社会＝ＳＤＧｓビジョン

・概　　要：令和12年（2030年）までに取り組む施策を、ＳＤＧｓの視点で分類した計画を策定する。

・策定時期：令和３年度（2021年度）末(予定)

その他、共生社会と理念を同じくするＳＤＧｓの達成に向けた取り組みの一つとして、内閣府が募集する「ＳＤＧｓ未来都市」へ応募し、選定を目指していきます。

また、ＳＤＧｓ達成に向けた区の取り組みの周知を図るとともに、区民や事業者のＳＤＧｓへの理解を一層高めるため、区が発行する印刷物等にＳＤＧｓのアイコンを掲載していきます。

さらに、地方創生ＳＤＧｓ官民連携プラットフォーム（ＳＤＧｓ達成に向けた

取り組みを推進していくため、自治体、企業、ＮＧＯ・ＮＰＯ、大学・研究機関等の広範なステークホルダー（利害関係を有する企業・団体等）とのパートナーシップの深化を図るためのプラットフォーム）へ参加し、共通の課題に対する検討の実施、知見の共有及び取り組みの具体化に向けた調査・検討の実施を行っていきます。

(３)　本計画との関係

「第６期江戸川区障害福祉計画」及び「第２期江戸川区障害児福祉計画」は、(仮称)共生社会ビジョン等と調和し、経過を見据えながら随時、見直していきます。

次期江戸川区障害者計画は、(仮称)共生社会ビジョン及び(仮称)共生社会＝ＳＤＧｓビジョンを基に策定していきます。